

絵図を各々捏造したり、『証類本草』から条文を抄録したりしたのである。

ところで曹暉氏は弘治本に原本と副本の二種があったと報告する。むろん杏雨書屋に保存されているものは弘治本の原本に違いない。この弘治原本は献上から流出まで宮廷に秘蔵され、複写はほぼ不可能だったと推定される。すると巻二を欠落していたのは弘治副本だった可能性が極めて高い。この弘治副本からの複写は原本より容易だっただろう。そして副本から各複写本が作製された時、巻二欠落部の絵図を捏造、ないし欠落したままにされ、条文も『証類本草』から摘録されたり、されなかったりした。それゆえ各伝本の巻二のみに様々な相違が生じたのだろう。

以上の検討結果は次のように結論づけられる。

- (一) 各伝本と弘治本における巻二の絵図・本文の相違と一致は、伝本の系統関係とルーツを解明する根拠となる。
- (二) 巻二の絵図や条文が弘治本と一致する①⑥および⑭(巻十三以降)は、弘治原本の系統である。
- (三) 巻二の絵図や本文が弘治本と一致しない⑦⑬および⑮(巻一・巻二)は弘治副本の系統である。

⑭(巻一・巻二)は弘治副本の系統である。
貴重な弘治本・明写本・康熙本および『精繪本草図』の閲覧を許された武田科学振興財団杏雨書屋、また当研究を指導いただいた茨城大学教授真柳誠、中国中医研究院教授鄭金生の両氏に深謝申し上げる。本研究の一部は日中笹川医学研究者制度の助成による。
(平成十六年一月例会)

齋藤茂吉・ほか

——断種法史上の人びと(その七)

岡田靖雄

「断種法史上の人びと」として今までとりあげてきたのは、齋藤玉男(賛成から慎重論へ)

金子準二(反対)

永井潜(推進)

吉益脩夫(推進)

三宅鑽一(推進)

成田勝郎・菊地甚一(反対)

である。今回は、当時の精神科医の大勢につき報告するため、その代表として齋藤茂吉をえらんだ。この七回の連続報告によつて、精神科医を主とする関係者の主要な人はあげおえた。あと一人あげれば、金子にちかかった植松七九郎の反対論がある。

精神科医の大勢をみるために、一九三八年(昭和一三年)に日本精神衛生協会(現在の日本精神衛生会の前身、会員は医師にはかぎらない)がおこなったアンケートの結果、およびそれにもとづく座談会をみておこう(『精神衛生』第一二号、一九三八年)。

三月一〇日づけで会員にだされた質問は、

一、断種の精神 可 否

二、断種を法律とする事の可否
 三、法律とする場合

イ、被断種者の範囲

ロ、強制法とする事の可否

ハ、其の他手術の方法等

四、今迄の御経験にて断種を施すことの望ましき実例あらばその詳細

というものであった。三月二十五日期限とされたこの質問五四〇通によせられた回答は九四通であった。

回答の主要内容は、

一、可八五、否六、保留三

二、可七二、否一四、保留八

三、イ、範囲はきめがたく個別例によるとするもの、および、悪質遺伝が確実な精神異常者、犯罪者、癩者、

花柳病、慢性腎炎などと病名を列挙するもの、ただしこの列挙されたものに共通のものはない。

ロ、可五一、否三一、保留一二

ハ、結紮、人工流産、剔出、去勢、レントゲン照射、

具体的には専門家に一任、空白のもの三二

編集担当の金原種光理事は、「多数意見として回答の与へる

総論」を、

一、断種は特殊の場合に於ては民族自衛上止むを得ざる手段として許さるべきである。従つて之が合法化に就て考慮されることは妥当である。

二、断種には強制形式と任意形式とが併用さるべきである。

三、断種の判定は国家機関が之に当るべきである。

四、断種の術式は結紮法に拠るべきである。

とまとめた。ここにいう「民族自衛」には注釈を要するだろう。出生率は一九二六年が三四・八だったのが、一九三五年に三一・六と低下したのにたいし、人口万対の精神病患者数は九・九八が一・二と激増したとの認識があったのである。

日本精神衛生協会は同年五月六日に、前記回答にもつぎ、断種問題に関する理事懇談会をおこなった。出席者の意見を断定的にまとめてみると、一五名中断種法に賛成六、消極的賛成四、反対四、無発言一である。全体に発言の歯切れはよくない。とくに、回答および懇談会記録の発表について、これが協会の意見であるにとられてはこまるとの慎重論がよかつた。また、断種法に反対の者も断種そのものには反対でなく、賛成者も、断種の民族衛生上の効果は微少であるが断種の途はひらいておくべきだ、というのが大勢であった。発表表については常務理事会および拡大編集打ち合わせ会で検討し、機関誌『精神衛生』は非売品として、懇談会記録はほぼそのまま機関誌にのせられた。

さて、わたしは一九八〇年四月二六日のこの例会で「精神科医齋藤茂吉」を報告し、また二〇〇〇年に『精神病医齋藤茂吉の生涯』（思文閣出版・京都）をだした。当時青山脳病院長であったかれは性的問題について、患者には開明的な指導

をしていたようであるし、自身では器官的・排泄機能的な見方もしていた(来年の例会で『齋藤茂吉の性』を報告する予定である)。

断種法問題がたけなわだった一九三九年、かれはもとめられて新聞紙上に二回意見を表明した。「断種法問題解決のため」(『東京朝日新聞』、六月六日、談話形式、『全集』第二六卷、一九七六年)、「断種その他」(『東京日日新聞』夕刊、六月二—二四日、自筆原稿によって『全集』第六卷、一九七四年)がそれである。

断種もそれが役だつ善法だと見通しがついたら、すこしの障害はおしきつても実行の途にのぼるのが自然なやり方だろう。今回厚生省が主になって全国精神病患者の家系調査を一斉にやるのは、わが国独特の法をたてる前提で、よいことだ。外国の調査結果も尊重しなくてはならないが、わが国では、「日本民族」という統一的概念が基本となる。

断種は通俗的に、ホルモンがなくなる、家系がなくなる、などとさわがれるが、そういうのはわるい錯誤である。断種はまた民族衛生の「一つの方法」にすぎないのであつて「唯一の方法」ではない。遺伝も精神病の原因の一つだが、唯一のものではない。精神病患者は「生ける屍」などではなく、精神病といえども一つの病いである。精神病に關することは第二段、第三段にされてきた。「それが今回、精神病を対象とする場合の多い『断種』問題について、国家がいきほひ込んでゐるといふことは、我國運の興隆して止まざる一現象と看做

し得るのである」。ちなみに、「断種」の語は誤解をまねきやすい。また、精神病のなかには、なかなか判断のつきがたいものも沢山ある。

こういったのが、かれの意見であつた。

最後に、呉秀三の意見を紹介して、この連続報告の締め括りとしたい。

呉は一九〇九年(明治四二年)一月二一日ダールウィン記念講演会で「血統と人妖」の講演をした(『人性』第六卷第一号、一九一〇年)。「人妖」とはおだやかならぬ面妖な表現だが、「精神病患者又類同者は人間の変わり者で世間の厄介物であるから一口で言ふ為に人妖と仮の名前を付けまして」と呉はいう。遺伝と人妖との予防に強迫方法と自由の方法とがある。精神病遺伝の傾向ある者・一度精神病にかつた者・現在精神病の者の結婚の禁止がかんがえられるが、「法律で結婚を止めても野合になる。又、人の権利を侵害するといふことは、国家でも出来ぬといふ訳であります」。「モウ一ツは遺伝の虞のある父母の間に出来た子は、後に人妖になるだらうから、人妖の卵子の中に、之を早く殺して仕舞ふが宜しいといふ説であります。是は所謂根絶療法であつて、国家的生殖淘汰、即ち国家に依て生殖作用を制限して、悪い者を淘汰する、或は国家的殺菌といつて、国家の方法を以て、人間の中から、人妖を無くして仕舞ふこと、恰も石炭酸を以て、黴菌を殺して仕舞ふ様にやるのであります。是は、どうも人権問題であつて、其人間を殺して仕舞ふことは出来ぬ。こう呉ははな

した。

一九二一年(大正一〇年)五月、東京精神病学会例会で、ペンシルヴァニア精神薄弱児訓練学校校長の Martin Barr が「精神薄弱の予防」の講演で断種法の必要性をいいたとき、呉は否定的慎重論をのべた。

(平成十六年一月例会)

済生学舎を中心とした野口英世の細菌学への道程

——横浜海港検疫所でのペスト菌発見迄——

唐沢 信安・殿崎 正明

(一) はじめに

左手の火傷による不自由な野口英世が、どのようにして細菌学への道に進んだかについて述べてみたい。

まず、野口が会津若松で、渡部鼎の下で如何なる医学教育を受けたかを報告したい。

次に済生学舎に入学後の勉学で、細菌学・特に「ペスト菌」の顕微鏡学的実施演習が行われたことが、同級生の原玄一郎医師の遺品から実証されたので、「ペスト菌」を中心に野口の済生学舎時代について報告したい。

更に順天堂時代に入り、ここでは、済生学舎出身の医学者、菅野徹三に指導を受け、論文の書き方を身につけたことを述べたい。その時、野口は志賀潔の「赤痢菌」についての論文

が官報に掲載されるや、急に北里柴三郎の伝染病研究所への勤務を熱望し、順天堂の佐藤進・血脇守之助・菅野徹三と相談して伝染病研究所に入り、本格的な細菌学を学んだ。そこには、済生学舎出身の医学者、浅川範彦が、三ヶ月の「細菌学実習」の講習会責任者として活躍していた。

野口は、伝染病研究所で、細菌の検出法・培養法・血清の免疫学的治療法を身につけて、明治三十二年六月二十二日、横浜海港検疫所で、東洋郵船の「亜米利加丸」の船員より「ペスト菌」を検出した。以下順を追ってその経過を報告したい。

(二) 渡部鼎の指導した細菌学・病理学

現在、東京大学医科学研究所(旧伝染病研究所)にある野口の自筆の履歴書によると、○明治二十七年九月一日より、明治二十九年九月五日迄、ドクトル渡部鼎氏に就き、基礎医学及び英語を学ぶ……と記している。

渡部鼎は、アメリカ、カリフォルニア大学医学部に留学し、明治二十一年に卒業して、「肺炎について」の論文を書き、ドクトルの資格を得た人物である。

明治二十七年から二十九年頃カールデンの著者「病理学的・細菌学的検究術式綱要」を教科書として、原書で病理学、細菌学の組織の標本の作り方、染色の仕方、顕微鏡の見方を講述している。この本は野口の医学への基礎的学習の書となり、明治三十二年に、野口と渡部の英訳書として出版された。

(三) 済生学舎での「ペスト菌」実習

○明治二十九年十一月四日より、明治三十年八月三十日迄、